

○鎌倉市下水道事業運営審議会条例施行規則

昭和49年4月1日規則第4号

改正

平成17年7月4日規則第14号

〔鎌倉市下水道事業財政審議会条例施行規則〕をここに公布する。

鎌倉市下水道事業運営審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市下水道事業運営審議会条例（昭和49年4月条例第8号）第9条の規定に基づき、鎌倉市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事)

第2条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(意見の聴取)

第3条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事は、議題、会議の内容及び出席者を記載した会議録により記録する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年7月4日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。